

新潟市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年新潟市規則第24号）

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 条例第2条第1項の規定による申請は、別記様式第1号による申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書に添付する法第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えなければならない。

（縦覧の場所）

第3条 条例第3条の規則で定める場所は、市民生活部市民協働課とする。

（申請書及び添付書類の補正）

第4条 条例第4条第2項の補正書は、別記様式第2号による補正書とする。

2 前項の補正書に添付する補正後の書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えなければならない。

（設立登記の完了の届出）

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第3号による届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を、それぞれ添えなければならない。

（役員の変更等の届出）

第6条 条例第6条第1項の届出書は、別記様式第4号による届出書とする。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えなければならない。

（定款の変更の認証申請）

第7条 条例第7条の規定による申請は、別記様式第5号による申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えなけれ

ばならない。

- 3 法第25条第5項の規定により法第10条第3項の規定を準用する場合における第4条第2項の規定についての必要な読替えは、同項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは、「法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等」とする。

(定款の変更の届出)

第8条 条例第8条の規定による届出は、別記様式第6号による届出書により行わなければならない。

- 2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による提出は、登記事項証明書及びその写し1通を添付した別記様式第7号による提出書により行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第10条 条例第9条の規定による提出は、別記様式第8号による提出書により行わなければならない。

- 2 前項の提出書に添付する法第28条第1項に規定する事業報告書等には、副本1通を添えなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写の場所)

第11条 条例第10条第1項の規則で定める場所は、総務部総務課市政情報室とする。

(事業の成功の不能による解散の認定申請)

第12条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、別記様式第9号による申請書に同条第3項の書面を添えて市長に提出しなければならない。

(解散等の届出)

第13条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第10号による届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

- 2 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第11号による届出書に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第14条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、別記様式第12号による申請書を市長に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第13号による届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(合併の認証申請)

第16条 条例第11条の規定による読替え後の条例第2条第1項の規定による申請は、別記様式第14号による申請書により行わなければならない。

2 前項の申請書に添付する法第34条第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第15号による届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を、それぞれ添えなければならない。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記様式第16号による身分証明書とする。

(認定の申請)

第19条 条例第12条の規定による申請は、別記様式第17号による申請書により行わなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第20条 法第51条第3項の規定による申請は、別記様式第18号による申請書により行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第21条 法第53条第1項の規定による届出は、別記様式第19号による届出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第22条 条例第13条第1項の規定による提出は、別記様式第20号による提出書を添付して行わなければならない。

2 条例第13条第1項の規定により提出する法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類には、副本1通をそれぞれ添えなければならない。

3 条例第13条第2項の規定による提出は、別記様式第21号による提出書を添付して行わなければならない。

4 条例第13条第2項の規定により提出する法第54条第3項の書類には、副本1通を添えなければならない。

(特例認定の申請)

第23条 条例第15条の規定による読替え後の条例第12条の規定による申請は、別記様式第22号による申請書により行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第24条 第21条の規定は、法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について準用する。

(合併の認定申請)

第25条 条例第17条の申請書は、別記様式第23号による申請書とする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、法、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(新潟市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則の廃止)

2 新潟市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成19年新潟市規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

